

[046]九州大学大学文書館ニュース

<https://hdl.handle.net/2324/6779675>

出版情報：九州大学大学文書館ニュース. 46, pp.1-, 2023-03-31. 九州大学文書館
バージョン：
権利関係：



九州大学 大学文書館ニュース

第46号

2023. 3. 31

目 次

九州帝国大学建築課設計の学外建物……………2
ドイツにおける医療アーカイブズ制度
ーヘッセン州社会福祉連合文書館の事例をもとに…7

九州大学大学文書館委員会名簿……………14
九州大学大学文書館名簿……………14
大学文書館日誌抄録……………14



「仮実験室研究室第一附属屋」（大正14年）

1923（大正12）年12月26日、古河虎之助の寄附により建築された工学部本館（大正2年3月竣工）が火災により全焼した。仮実験室の建築にあたり、古河虎之助の申し出により、焼失した本館の煉瓦石材を使用して旧観を残し、さらに建築材料として銅とセメントが寄附された。そうして「仮実験室及研究室」（現在の第一庁舎、竣工当初は第一新館と称された）と「仮実験室研究室第一附属屋」（現第三庁舎、第二新館と呼ばれた）が1925年3月30日に竣工した。上の写真は、竣成後に古河家へ送付した写真の控えとして九大に残っていたもので、第三庁舎の建築当初の姿を記録した貴重な資料である。のち1928（昭和3）年3月に大学本部が移転し、以降建築課、福岡工事事務所等として長く使用された同建物は、2023（令和5）年2月27日付けをもって「旧九州帝国大学本部建築課棟」の名称で、登録有形文化財に登録された。

九州帝国大学建築課設計の学外建物

松 本 隆 史

はじめに

昨年、令和4（2022）年11月に、九州大学大学文書館が入居する旧九州帝国大学工学部本館（以下、旧工学部本館とする）を含む4つの建造物が、国の登録有形文化財（建造物）に登録される見通しとの発表がなされた [1]。これら建造物群は、キャンパス移転に伴い旧箱崎キャンパスが閉校した際に、近代建築物活用ゾーン [2] として保存され、現在、九州大学箱崎サテライトとして整備が進められている区域にある。

今回登録対象となった建造物群は、九州帝国大学の営繕組織であった建築課およびその前身組織により設計されたものである。同課による作品群のうち、特に倉田謙が初代建築課長を務めた時代のものについては、福田晴虔先生が『九州大学大学史料室ニュース』15号で紹介されている [3]。また、キャンパス移転事業に際して、平成24（2012）年当時に箱崎地区に現存していた建造物群については、詳しい調査がなされ報告書が編纂された [4]。その後も関係各所でのアーカイブ資料の発見や整理が進むにつれ、建築課の作品に関する新たな報告が出てきており、その群としての分析が可能となってきた。

九州帝国大学において、様々な大学建物を設計してきた建築課であるが、一方で市庁舎の設計など学外の建物の営繕活動も行っていた。そこで本稿では、同課が設計した学外建物を紹介し、学内建物との類似性から、その意匠の移り変わりを分析する。こうした学外の営繕活動は、倉田が建築課長を務めた時期に多くみられる。そこで、本稿では建築課成立以前から倉田建築課長の時代までを取り扱う。

建築課成立までの活動

九州帝国大学は、明治44（1911）年に医科大学（後の医学部）と工科大学（後の工学部）の2つの分科大学によって成立したが、そのうち医科大学は先に京都帝国大学福岡医科大学として成立し、馬出地区に整備が進められていた。九州帝国大学の成立後に大学内に独立した営繕組織が置かれるまで、キャンパス整備は文部大臣官房建築課福岡出張所（以下、福岡出張所とする）において行われており、福岡医科大学の創立工事と、箱崎地区の工科大学の最初期の計画はこの福岡出張所によって行われた（註1）。

この時期、福岡出張所で建物の設計を担当していたのは文部技師矢島一雄である（註2）。福岡出張所の役割については、両分科大学の整備以外は知られていなかったが、近年、私立熊本医学専門学校校舎も矢島が設計した可能性が指摘されており [5]、九州地域の各種学校建物の設計も行っていたと考えられる。

箱崎地区の工科大学の建築工事は明治43（1910）年より開始され [6]、九州帝国大学成立後もしばらくは福岡出張所が営繕活動を行っていた。その後、大学内に営繕組織が設置される際には、本来なら、それまでの流れを汲み矢島がその長となることも考えられたであろうが、明治44年11月に急遽、倉田を九州帝国大学技師として迎え建築課の前身の臨時建築掛が成立している。

この人事のきっかけは、同年7月25日に発生した南教室の火事と考えられる。この建物を全焼した失火の責任は大学ではなく福岡出張所にあるものと判断され [7]、矢島は文官懲戒令により譴責された [8]。その後、10月に大学の火災警備規定



私立熊本医学専門学校全景 大正2年卒業アルバムより（熊本大学医学部肥後医育ミュージアム蔵）

が制定されると、直後に倉田の採用の手続きが始まり、災害復旧工事監督として倉田の任用が上申されている [9]。11月20日に倉田が九州帝国大学技師に着任し臨時建築掛長となり、翌年4月には倉田を課長とする営繕課も設置された。一方、矢島は、引き続き九州帝国大学からの嘱託により臨時建築に関する工事の設計及び監督などに携わるが、大正元（1912）年9月末日をもって秋田県技師に転出することとなる [10]。

倉田を長とする臨時建築掛・営繕課の時代には、大正3（1914）年に完了する創立工事が主な活動であり、当初、学外での営繕活動はみあたらない。大正元年9月19日から大正3年6月23日まで、倉田は福岡出張所も兼務していたようであるが [8]、この時期の福岡出張所の活動は不明である。しかし、大正4（1915）年に入ると、倉田は下関商業会議所の店頭装飾陳列共進会の審査長を委嘱され（註3）、また熊本県公会堂（後の熊本市公会堂洋館）の設計に際しても熊本市土木課長から意見を求められる [11] など、地域でのアドバイザー的役割を担うようになる。

その後、大正7（1918）年には臨時建築掛と営繕課が合流する形で建築課が成立する。臨時建築掛から建築課への体制移行は、大正8（1919）年設置の農学部の整備が契機となったと考えられる。同年5月には、のちに福井高等工業学校教授となる坂部保治が任用され技師が2名体制となった（註4）。

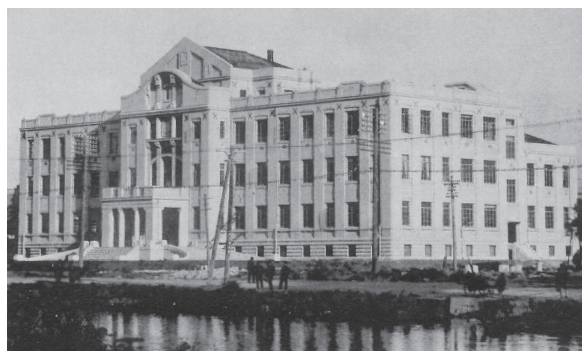
建築課における学外での営繕活動

建築課が成立すると、学外での営繕活動が数多く見られるようになる。大正8（1919）年6月には、倉田は福岡市建築顧問の嘱託を受けている（註5）。その後、設計者として倉田の名前が見られる学外建物が現れる。ここでは、倉田および建築課が設計に関与した学外建物を紹介する。

熊本市庁舎

大正12（1923）年竣工の熊本市庁舎は、当時の新聞記事などから倉田に対して設計の依頼が行われたことが判明している [12]。倉田に依頼がもたらされた経緯は不明であるが、私立熊本医学専門学校や熊本県公会堂などでの、以前から続く熊本地域との関係がきっかけになった可能性も考えられる。

この熊本市庁舎の意匠には、坂部の作風が反映されていると思われる。坂部の東京帝国大学工科



熊本市庁舎

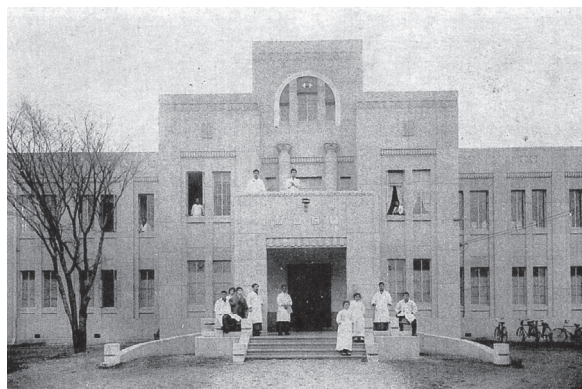
出典：絵葉書「(熊本百景) 新築の熊本市廳舎」
(熊本市歴史文書資料室提供)

大学建築学科での卒業制作は「高等學校設計圖」であるが [13]、正面左右が張り出したスタイルと窓の構成やパラペットの意匠などに類似性が見出せる。

谷口病院

熊本市庁舎と同時期に建てられた、熊本市内の谷口病院（大正12（1923）年12月竣工 [14]）は、学内建物との意匠の関係性を考える上で興味深い。この病院は、のちに久留米大学長となる谷口弥三郎が、熊本県立熊本医科大学（註6）教授を辞した後に設立した私立病院であるが、熊本市庁舎の建設がきっかけとなり、佐柳藤太熊本市長を介して倉田の元に設計の依頼がもたらされた [15]。

中央部分の窓や柱の形状に着目すると、谷口病院は熊本市庁舎をシンプルにし縮小したデザインともみなせる。一方、この谷口病院の外観意匠は、今回の文化財登録対象となっている旧九州帝国大学本部事務室棟（大正14（1925）年竣工）と、正面の構成において明らかな類似性が指摘できる。本部事務室棟は谷口病院の意匠を拡大したものとみなすことができる。



谷口病院

出典：寺畑喜朔『絵葉書で辿る日本近代医学史』
思文閣出版, 2004. p117.

福岡日日新聞本社

福岡日日新聞（現西日本新聞社）本社屋の設計者にも、倉田の名前が記載されている [16]。この社屋の建設は大正14（1925）年正月の福岡日日新聞紙上で発表され [17]、建物は大正15（1926）年春に竣工した。角に入り口が配置されていることから、正面こそ表情が異なるが、校倉造りを模したとされる下部外壁や、塔屋やパラペット付近の半円状装飾など、同年竣工の九州帝国大学法文学部本館と意匠の類似性が指摘できる。

この建物の設計図面 [16] は、題字の装飾文字などのスタイルが当時の建築課のものと共通しており、新聞記事 [18] にも「(前略) 倉田工學士を初め助手として多大の厚意を寄せられか (ママ) 木村清氏萱島一夫氏の如きも (後略)」との記載があることから、倉田単独ではなく建築課で設計にあたったことがわかる。

久留米市庁舎

先代の久留米市庁舎は、旧工学部本館より約1年早く昭和4（1929）年春に竣工した。角張った印象はあるが、中央の塔屋と左右正面の張り出しが旧工学部本館に近いものとなっている。旧工学部本館は玄関に鳥の石彫が施されている [19] が、この建物はバルコニーにライオンの石彫が施されていた [20]。

この建物の設計者は九州帝国大学建築課長倉田謙と記載されているが [21]、実際には坂部の後任の技師小原節三を中心とする課員で設計した可能性が高い。同庁舎の設計は、昭和2（1927）年5月上旬に、当初、県警察部や第十二師団の技師へ打診されたがまとまらず、その後倉田が候補に挙がり、5月18日に漸く倉田が承諾することとなった [22, 23, 24, 25]。



久留米市庁舎

出典：久留米市役所『続久留米市誌上巻』1955。

倉田はこの年、旧工学部本館建設に向けた建築構造の調査のため欧米各国に出張している。この渡航の手続きが同年4月上旬から行われており、正式な出張命令が発令されたのがこの5月18日であった [8]。新聞紙面によると、倉田は欧米視察の前なら良いという条件で依頼を引き受けている [26] が、設計には3～4ヶ月かかるとも報じられている [27]。倉田は同年7月15日に出発し、翌昭和3（1928）年3月29日に帰朝するまで不在であった。一方、久留米市庁舎の起工は昭和3年1月8日である。

これまでの研究で、設計図面内に倉田の押印がないことから、実際の設計は小原らが行った可能性が指摘されている [28]。倉田の出張中、小原は課長代理であった [8]。

門司市庁舎

現在も門司区役所として現存する現役の建物であり、旧工学部本館と同じ昭和5（1930）年竣工で、そのよく似た外観からも倉田による設計であることが広く知られている。大学文書館の所蔵資料には、門司市長から九州帝国大学総長へ宛てた倉田への庁舎改築工事顧問嘱託の記録があり [29]、『門司市史』には設計者として「工學士倉田謙」の記載がある [30]。旧工学部本館とは細部意匠にも共通性があり、旧工学部本館同様、雨樋にライオンの装飾が施されていたことがわかっているが、施工業者の違いからか、その表情は旧工学部本館のものと全く異なっている [20]。設計図面に課員らの押印はみられないが、他の事例と同様、建築課で組織的に設計したものと思われる。

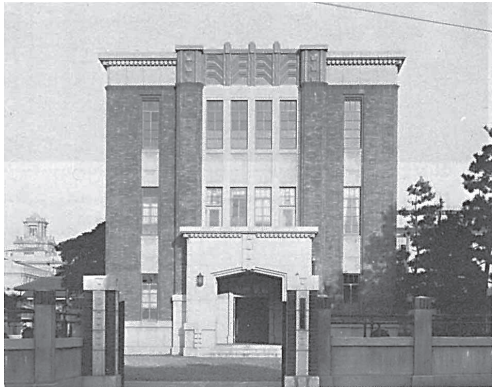


門司市庁舎

(写真：株式会社大林組所蔵 協力：北九州市門司区役所)

中央度量衡検定所福岡支所

大学文書館の所蔵資料には、商工省からの照会



中央度量衡検定所福岡支所
出典：計量研究所80年史編集委員会『計量研究所八十年史』1984。
(写真：産業技術総合研究所提供)

に基づき、昭和3(1928)年8月に文部大臣官房秘書課長より総長宛で、倉田へ中央度量衡検定所福岡支所新営工事設計及び監督の嘱託に関する照会がなされた記録がある[31]。しかし、当該建物の外観意匠は建築課の他の建物とスタイルの共通性が見出しにくい。今後新たな資料の発見と共に、意匠設計担当者の分析や、委嘱先が変更になった可能性も検討が必要と思われる(註7)。

文化財建造物工事

倉田は文化財建物の修理工事監督の嘱託も受けている。文化財修理工事は、倉田が昭和4(1929)年に退官した後も引き受けているため、建築課として組織的に対応したものではなく、倉田が個人で対応したものと思われる。倉田が担当したことが判明したのは、退官後のものも含め以下のものである。

- ・愛媛県温泉郡朝美村大寶寺本堂修理(大正11年)[31]
- ・山口町今八幡社殿修理(大正12年)[32]
- ・熊本県下益城郡守富村郷社六殿神社特別保護建造物楼門修理(昭和3年)[33]
- ・太山寺八脚門解体修理(昭和4年度)[34]
- ・竹林寺本堂屋根修理(昭和6年度)[34]
- ・土佐国分寺金堂解体修理(昭和7年度)[35]

まとめ

本稿では、九州帝国大学建築課が設計した学外の建物を紹介した。これら建物のスタイルの変遷や、依頼を受けた状況を見ていくと、次のようなことが考察できる。

まず学外建物の設計に関与するようになったのは、文部大臣官房建築課福岡出張所として、他の学校建築に携わったことがきっかけと考えられ

る。その後、大学に営繕組織が移り工科大学の創立工事がひと段落すると、徐々に学外への助言など社会連携的活動が始まる。そして、学内に建築課の体制が整うと、学外の様々な建物の設計も行うようになった。

こうした建築に関する嘱託は倉田課長に対して行われているが、実際には課員も含めて組織的に対応した可能性が高い。その結果、各建物の意匠には各課員の個性も反映されていると考えられる。

建築課が設計した学外建物は、それぞれ依頼元の市や機関を代表する建築物であった。これらを九州帝国大学の建物と時代順に比較していくと、その意匠の類似性や関係性を見出すことができ、建築課のスタイルの発展の過程を伺い知ることができる。

建築課が設計した学内建物については、大学文書館に多くの資料が残されているが、学外建物の資料については、原則、委嘱元に収められており、当館の所蔵資料は限られている。今後、アーカイブズ連携により学内外の様々な資料の分析が進み、建築課による建物への理解が深まることを期待する。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、九州大学大学文書館藤岡健太郎教授、九州大学大学院人間環境学研究院学術協力研究員西山雄大氏、熊本市都市政策研究所併任研究員松澤真由美氏に多くの示唆をいただきました。写真の掲載にあたっては、キャプションに記載の各所蔵機関ご協力いただきました。この研究の一部は、九州大学高等研究院・総合研究博物館において科学技術人材育成費補助事業の支援をうけました。ここに感謝申し上げます。

文献

1. 九州大学「九州大学初・箱崎の近代建築物群が国の登録有形文化財に ～地域に開かれた新たな学びの拠点へ～」2022年11月18日。
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/topics/view/1854> (2023年2月1日閲覧)。
2. 福岡市、九州大学『九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画』2015年3月。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/39301/1/atotiriyoukeikakuH27.3.pdf> (2023年2月1日閲覧)。
3. 福田晴虔「倉田謙と九大キャンパス」『九州大学大学史料室ニュース』15(2000): 2-4。
4. 九州大学箱崎キャンパスにおける近代建築物の調査ワーキンググループ『九州大学箱崎キャンパスにおける近代建築物の評価報告書』2012年12月。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/27226/03.pdf>
(2023年2月1日閲覧)

5. 大來美咲、伊藤重剛「私立熊本医学専門学校の建築に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告』56 (2017).
6. 九州大学創立五十周年記念会『九州大学五十年史通史』1967. p.118.
7. 『明治四拾四年以降 非常 一』, 件名番号1. (九州大学大学文書館所蔵)
8. 本部『罷免』自明治四四年 至昭和六年. (九州大学大学文書館所蔵)
9. 本部『進退書類』明治四十四年, 件名番号49. (九州大学大学文書館所蔵)
10. 「文部技師矢島一雄秋田県技師ニ任官ノ件」『任命裁可書・大正元年・任免卷二十三』 任B00654100, 件名番号056. (国立公文書館所蔵)
11. 「公會堂設計進捗」九州日日新聞, 大正4年2月28日, 5面.
12. 松澤真由美「熊本市域における庁舎建築の動向と時代性」『熊本都市政策』6 (2018) : 3-16.
13. 東京帝國大學工學部建築學科内木葉會編『東京帝國大學工學部建築學科卒業計畫圖集』1928.
14. 「落成せる谷口病院」九州新聞, 大正12年12月29日, 4面.
15. 荒木精之『谷口弥三郎伝』1964, p126.
16. 西日本新聞社『西日本新聞百年史』1978. pp.294-295.
17. 「新聞紙に新時代を劃す本社新社屋の概観」福岡日日新聞, 大正14年1月1日, 3面.
18. 「飽くまで民衆と共に設計者の苦心を深く感謝す」福岡日日新聞, 大正14年1月1日, 3面.
19. 松本隆史、瀬戸浩貴「九州大学箱崎キャンパス旧工学部本館鳥型持送りのデザイン」『日本建築学会九州支部研究報告』56 (2017) : 537-540.
20. 松本隆史「デジタルアーカイブでつながる建築資料」デジタルアーカイブフェス2022-ジャパンサーチ・デー, 2022.
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/forum/pdf/3_01.pdf (2023年2月1日閲覧)
21. 久留米市役所『久留米市 市政施行四拾周年 市廳舎落成記念』1929.
22. 「番外一番」九州日報, 昭和2年5月11日.
23. 「久留米市役所引越し 改築は行悩み」福岡日日新聞, 昭和2年5月13日, 7面.
24. 「公私會合 久留米市廳舎改築委員會」福岡日日新聞, 昭和2年5月17日, 7面.
25. 「持てあまされた久留米市廳舎」九州日報, 昭和2年5月18日.
26. 「久留米廳舎設計九大倉田氏に委嘱」九州日報, 昭和2年5月20日.
27. 「久留米市廳舎 設計者は倉田氏」福岡日日新聞, 昭和2年5月20日, 11面.
28. 宮本達夫「近代建築の保存・活用に関する一考察」『故宮本達夫記念論文集』2015, 70-126.
29. 本部『進退書類』昭和三年, 件名番号96. (九州大学大学文書館所蔵)
30. 門司市役所『門司市史』1933. p387.

31. 本部『進退書類』大正11年, 件名番号1. (九州大学大学文書館所蔵)
32. 本部『進退書類』大正11年, 件名番号75. (九州大学大学文書館所蔵)
33. 本部『進退書類』昭和3年, 件名番号68. (九州大学大学文書館所蔵)
34. 文化庁文化財保護部建造物課『建造物要覧』1985.
35. 三浦要一「土佐国分寺金堂の昭和修理」『日本建築学会技術報告集』19, no. 42 (2013) : 753-756.

註

1. 明治44年に九州帝国大学が成立すると、大学の営繕機能は、文部大臣官房建築課福岡出張所から九州帝国大学内の臨時建築掛、営繕課、そして建築課へと段階的に移行していくことになる。九州帝国大学の特に最初期の建物群については、それぞれどの組織体制で計画や設計がなされたか詳細な検討が必要である。(参考：西山雄大、末廣香織「九州帝国大学の営繕組織に関する基礎的研究」『日本建築学会九州支部研究報告』52 (2013) : 529-532.)
なお、明治44年11月まで文部大臣官房建築課長は久留正道であった。企画立案を同課で行い、具体的な設計を地方出張所で行う体制であったと考えられている。(参考：宮本雅明『日本の大学キャンパス成立史』1989. pp78-80.)
2. 京都帝国大学の創立工事を担当した山本治兵衛も明治38年に福岡出張所に在任しているが、その期間は1年弱であり主に矢島の指導・監督にあたったと考えられている。(前掲：宮本1989. p141.)
3. 倉田は大正4年10月にこの下関商業会議所からの嘱託を受けている(本部『進退書類』自大正三年 至同五年, 件名番号80.)。類似のものである、倉田は大正13年9月に佐賀商業会議所より店頭裝飾競技会審査長の嘱託を受けている(本部『進退書類』大正13年, 件名番号69.)。
4. 坂部の任用時の記録には、技師増員の理由として「本學農学部建築上必要ニ付キ」と記載されている(本部『進退書類』大正八年, 件名番号27.)。
5. この顧問嘱託によって、倉田がどの建物にどのように関与したかは不明である(本部『進退書類』大正8年, 件名番号31.)。また、大正15年10月には、福岡県庁舎増築工事顧問の嘱託も受けているが、関与の詳細は不明である(本部『進退書類本部』大正十五年, 件名番号90.)。
6. 熊本県立熊本医科大学は、谷口弥三郎の養父である谷口長雄が設立者で校長を務めた私立熊本医学専門学校(元私立熊本医学校)が、長雄の死により弥三郎らによって県に寄付され、その後大学令により大学になったものである。
7. 中央度量衡検定所の記録には、嘉藤現場監督の記載があるが、この人物については不詳である。
(参考：「中央度量衡検定所福岡支所廳舎落成」『昭和三年度度量衡年報』商工省中央度量衡検定所, 1930. pp392-394.)

(九州大学大学文書館協力研究員)

ドイツにおける医療アーカイブズ制度 ーヘッセン州社会福祉連合文書館の事例をもとに

David Dominik Chwila, 赤 司 友 徳

はじめに

日本では病院等の医療機関で作成される記録がその保存期間満了後に公文書館等のアーカイブズ施設に移管され、公開される基本的な仕組みがほとんど存在していない。たとえば公的病院で作成された記録は医師や医局、病院が管理・廃棄する慣習が長く続いている。また記載された患者等の当事者の個人情報保護の観点や量的問題から、他の公文書とは異なる性格のものとされてきた。しかしCOVID-19の経験で明らかになったように、医療やヘルスケアの領域は国内外の政治的社会的な問題とは密接な関わりを持ち、この領域の記録が適切に保存・管理され、社会に開かれていくことは極めて重要な意義を持つはずである。

現在、九州大学大学文書館では、日本学術振興会より科学研究費助成を受けて、学内に所蔵されている診療録等の保存・管理・公開に関する研究を進めている[脚注1]。本研究において国内はもとより海外の医療アーカイブズ[脚注2]の取り扱いに関する調査・分析は必須であった。COVID-19の影響により延期せざるを得ない状況がしばらく続いていたが、昨年12月によりやく欧州のアーカイブズを実地調査する機会に恵まれた。

本稿ではその成果を含め、ドイツの医療アーカイブズ制度、とくにヘッセン州の医療アーカイブズについて紹介したい[脚注3]。日本における医療アーカイブズ制度を検討する上で大いに参考になると思われる。

1. ドイツの医療制度および医療記録等の取り扱いについて

(1) ドイツの医療制度の特徴

総合・専門を問わず、公法上の法人で運営される中規模以上の公的病院の大半は入院患者の治療を中心的に行う。一方、私的医療機関の大部分は入院施設を持たない小さな診療所(クリニック)であるため外来患者の治療が主な業務である。加えて、ドイツの医療機関の約半数は公的ならびに私的医療機関から構成されるが、残りの半数はイギリスやフランスなどとは異なり、教会運営と

なっている。

(2) 医療記録の保存期間および医療機関の義務

ドイツの民法典(第630f条第3項)は、診療録の作成元である医療機関における法的な保存義務期間について診療完了の日から10年間と定めている[脚注4]。一方、医師に対する法的助言を与える役割を担う州医師会が定めた医療記録管理指針やドイツ病院協会が2011年に作成した手引書『病院における文書記録の保存義務と保存期間』[脚注5]では、30年間の保存期間を勧奨する。また特別の法律により、臓器移植記録や放射線治療記録、医薬試験受験者に関する記録の場合、30年間の保存期間が義務づけられている。30年間の保存期間が義務づけられ、あるいは勧奨されている理由は、医療過誤事件における医療機関や医師などへの損害賠償請求権が診療完了後30年の経過により時効消滅するからである(民法典第199条)。

また連邦公文書館法および各州の公文書館法に従い、医療機関は法定保存期間を経過した記録を含むすべての文書記録を、公文書館へ〈引き渡しを申し出る義務〉を有する。それらの〈アーカイブ化に値する質〉の有無を判定する権利は、責任ある公文書館のアーキビストたちだけにある。一方、私的医療機関で作成された文書記録は公文書館への引き渡しを申し出る義務の対象外であり、公文書館がそれらを収蔵することも公文書館法上で許可されていない。

ドイツの国立・州立大学の医学部や医学研究所附属病院も公的医療機関ではあるが、上記の義務からは免除されている。つまり国立・州立大学の大学文書館は連邦あるいは州の公文書館法の規定をもとに、附属病院で作成された医療記録の評価・選別や整理、保存・管理、特定の目的のための閲覧・利用提供や情報公開に係るすべての業務を自主的に行い、独自のアーカイブズ利用規程の制定権を有している。

(3) 公的病院と公文書館の階層構造と相互関係

16州から成るドイツ連邦共和国の公的病院や公文書館は、国の各行政機関と同様、連邦、州、郡、市町村の四層で構成されている。公的病院と公文書館の間の関係について以下で概略を述べておきたい。

国立の医療機関は連邦軍病院のみである。これらの病院で作成されたすべての階級の軍人に関する医療記録は、廃棄されることなくバーデン＝ビュルテンベルク州フライブルク市の連邦公文書館軍事資料部門に移管され、永久保存される。一方、旧ドイツ帝国軍とナチ時代のドイツ国防軍の一般兵士に関する従軍診療録は、ベルリンの連邦公文書館第一次、第二次世界大戦に由来する個人情報部門に所蔵される。

州立の医療機関としては各州の医療刑務所ならびに閉鎖精神科病院があり、軍事医療記録と同じく被收容患者の診療録もすべて各州公文書館に移管され、原則として永久保存となる。

全国の公的医療機関の大半を占めるのは、市立病院、郡立病院、市町村立病院である。市立病院の場合、独立市の病院は市公文書館、市町村の病院は市町村公文書にそれぞれ文書に移管する。市町村に公文書館がない場合、市町村立病院は郡公文書館に保存期間を経過した医療記録の引き渡しを申し出る義務を履行しなければならない〔脚注6〕。郡立病院もまた、郡公文書館に対して同様の義務を負う。

（4）第三者による保存期間経過前の医療記録の二次利用

公的私的を問わずドイツの医療機関は、保存義務期間内にある医療記録に記載された個人の健康・医療データについて、第三者による調査・研究を目的とする二次利用を次の諸条件をつけて認めている。すなわち①利用請求者へのデータ主体の個人情報の開示・提供の範囲、②研究期間中と研究終了後の取り扱い、③研究成果の公開範囲が、欧州連合の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）に準拠した連邦データ保護法および各州の州データ保護法に依拠することが重要とされる。

第三者の二次利用を可能とする場合については、以下で関連条文を整理したい。

原則としてデータ主体自体（死亡者のデータであれば、その直近の家族や遺族）から明確な同意を得た場合、第三者はそのデータを二次利用できる。一方、同意を得ることのできない場合におい

てはどうか。調査・研究に伴う利益が、データ主体ないしその近親者の利益をはるかに上回り、かつ確実に他の方法では研究目的が達成できない、もしくはその達成に過剰な手間を要することが認められる場合において、保護に値するデータ主体や第三者の利益が侵害されるおそれがないように配慮し、研究目的の達成に必要な範囲に限り、できるだけ匿名化されたかたちであれば二次利用は可能となる。具体的には、研究上の利益、研究施設または公共の利益のためであれば、研究機関等で個人の健康・医療データのアーカイブ化を行い、研究者がその二次的な利活用を許可されるということである。

二次利用が可能であっても、データの閲覧や利用の範囲（請求者への情報開示の範囲）、研究成果の発表等での公開の程度、調査・研究終了後の取り扱いについても厳格さが要求される。これらについては、研究者が所属する研究機関で開かれる研究倫理委員会での審査を経た上で、当該研究者とその研究者の所属機関、記録作成元の医療機関、場合によってはデータ主体やその近親者との契約で詳細が決定される。ただし最終的な決定権は作成元の医療機関にある。

それでは記録はどのように開示されるのか。上記のような二次利用の場合、研究者に開示される記録は診療録等の原本ではない。通常、原本そのものは閲覧不可であり、調査・研究の実施に不要な情報にマスキングを施したコピーが提供される。なおこのように利用された記録が公的医療機関によって作成された場合、（公文書館への引き渡しを申し出る義務の対象となるのはもちろんであるが）評価・選別の段階に至る前にすでに研究利用されたという実績により、総じて〈永続的価値のある資料〉として認められ公文書館へ移管される。

2. 1990年代からの診療録の評価・選別の判断基準と実施方法をめぐる議論

（1）医療記録への注目と評価・選別基準の作成

1990年代初頭より数年に渡り、ドイツの歴史研究者とアーキビストの間で、現在「評価・選別の判断基準に関する新論」と言われている大論争が次々と発生した〔脚注7〕。英国の歴史家ロイ・ポーター（Roy Porter）が1985年から主張していた「患者の視点」へのパラダイムシフト、すなわち歴史的医療記録の中の患者を中心的な素材にした「下からの医学史・医療史」という新たな分析

アプローチは、ドイツの歴史学界でも大いに注目され、ポーターのアプローチを今後の研究において採用・併用する必要性も広く認められるようになった。その一方、ドイツのアーキビスト学界ではあまり注目されず、1990年代まで公文書館が果たすべき機能は主として行政文書記録の収集・整理・保存等にあるとの見解が主流を占めていた。

こうした状況に新風をもたらしたのは、1990年にドイツ語訳で刊行されたアメリカの文書館学理論者T. R. シェレンバーグ（Theodore Roosevelt Schellenberg）の『近現代記録評価論』[脚注8]であった。同書でシェレンバーグはあらゆる分野の研究者による個人に関する記録の多様な二次利用の可能性を指摘し、アーキビストたちなるべく広く各専門分野の研究者とできるだけ連携を図り、常に最新の研究動向に注意を払い、研究者のニーズに応じて既存の価値基準を問い直しながら評価・選別を行うべきであると強調した。

シェレンバーグの影響を受け、歴史学界からの要請に対処すべく、ドイツのアーキビストの間で医療記録のアーカイブ化を重要とする認識の転換が起こり始めた。しかし診療録等のような「均一形式の大量並列的な記録類」の評価・選別を形式的基準もしくは内容的基準のいずれに従って行うべきか、または公文書館による「アーカイブズという形式での歴史的記憶づくり」において、現場での活動の実施の仕方の反映（患者に対する医療活動の把握）か社会状況の反映（患者が置かれた社会的状況や患者の生活実態の把握）のどちらを優先的な課題とすべきかといった二つの論点が後の議論において中心となった。加えて、整理・保存においても難しい問題が存在していた。ドイツの公文書館法は、所蔵資料の整理において記録のなるべく完全な原形保存を原則としていたが、アーキビストにとって医療記録の原秩序を崩さずに元の状態を維持したまま保存することは非合理的で実現不可能なことであった。

こうした課題への対応として、最初の出発点になったのが1998年にマルティン・ディングス（Martin Dinges）とヨハネス・ミハエル・ヴィッシュナート（Johannes Michael Wischnath）の共著論文「患者記録の評価・選別、アーカイブズとしての整理、目録の記述項目や作り方に関する指針（“Empfehlungen für die Bewertung und Erschließung von Krankenakten”）」[脚注9]とされる。そして2000年代以降、ドイツ各地の公文書館において患者の医療記録にも焦点が当てられ

た評価・選別マニュアルが次々と作り出されるようになった。とは言え、具体的にどのような内容の患者関連の記録を評価・選別するのかという論点について、歴史研究者、アーキビストと公立病院の文書管理員との間の議論は今も続いており、決着していない。

（2）医療記録の内容と保存理由の関係

ドイツにおける既存の評価・選別ガイドラインの共通点として、次の点が挙げられる。

1）1948年以前に作成された診療録は永年保存

外来診療録・入院診療録を問わず、1948年以前の診療録は永久保存すべき価値を有すると判断されている。第二次世界大戦の空襲による被害をはじめとして、戦時中に医療記録の大半が焼失あるいは亡失し、その残存数が比較的少ないことが理由である。とくに第一次世界大戦と第二次世界大戦期の診療録は、戦時中や戦後の極限状況下での国民の心身的健康状態、栄養や公衆衛生上の生活環境に関わる諸問題に関する情報を含む可能性が高く、歴史研究者だけでなく、様々な分野の専門家の調査・研究に非常に有意義なものとなり得ると考えられている。

2）1949年以降に作成された診療録：外来患者の診療録は廃棄

診療録は他の種類の紙媒体の記録に比べてその分量が非常に多いため、収集・整理・保管等に人員や予算の制約のほか、スペース確保の問題がある。そのためドイツの公文書館において1949年以降の外来患者の診療録が原則として完全に廃棄される。診療録の全てを廃棄する場合には、廃棄前にその理由が記載された資料コーパスの全体概要を作成し、保管庫が許す限り、原記録の代表例としてなるべく診療録等を一冊だけ永久保存することが望ましいとされている。

3）1949年以降の診療録のうち永久保存すべきもの

永久保存に値するとされているのは、①法医学的鑑定書として作成された診療録、②既に研究書や学術論文では一度でも引用されたことのある診療録、③現代史上の重要人物の診療録、④慢性病や遺伝病、または希少・難治性疾患の患者、先天性の奇形や形態異常を有する人びとの診療録、⑤重症の精神疾患、または重度の心身障害のため、精神科病院や介護施設に長期間あるいは一生涯入院・入所した者の診療録、⑥強制断種被害者、薬害被害者や予防接種被害者の診療録、⑦戦争負傷や戦争後遺症のため戦後に常時介護を必要として

いた者の診療録、である。これらは全体的に、できるだけ多く永久保存すべきものとされている。

4) その他

上記以外の入院患者の診療録に対しては、たとえば患者のイニシャル順に整列されている場合、〈D・O・T 字評価・選別モデル〉[脚注10] が採用されることが最も多い。それは、入院患者全体の約10%の診療録を永久保存することで1年5年10年毎などの定期的な現状分析を可能とする記録の基盤を作り、それぞれの行政管区の住民の平均的な健康状態の長期的変遷、過去のある一時期にその住民が直面していた主要な健康問題を十分に把握することを目的としている。

以上のように、ドイツのアーキビストたちが取り組んで来た診療録のアーカイブ化は、評価・選別基準をより精緻化するだけでなく、〈連携した形での歴史的記憶づくり〉を目指すものとなっている。それは同一行政管内の各レベルの公文書館が、同時期に作成された、同じ疾病の患者の、同様の内容の医療記録における収集の重複を避けること、各館が所蔵する記録の現状について相互に最新の情報を共有し、各々の記録の内容に留意するとともに、新たな記録の収集や評価・選別を

行うべきというものである。上記の連携は、できるだけ少量の所蔵資料で多様な調査・研究に資することのできる包括的なコーパスの構築を目的としている。そのさい重要なのは、診療録等の記録が公文書館へ移管されるにともない、患者に関する情報は医師の守秘義務の対象から外れるようになる点にある。

3. ドイツの公文書管理法における医療記録の諸規定

ここではドイツの公文書管理法が定める医療記録の二つの保存期間、開示請求書の提出義務、閲覧・提供の可否判断や条件について概要を述べたい。

公文書館所蔵の診療録等に対して、連邦公文書館法と州公文書館法が二つの保存期間を定めている。ヘッセン州を事例として挙げれば、州内の公文書館が所蔵する診療録等の取り扱い等についてはヘッセン州公文書館法（1989年制定、2022年改正）を根拠とする。紙幅の都合により、利用制限と保護期間に関する条文を概観したい【表を参照】。

患者に関する医療記録は秘密情報のカテゴリーに属し、第8条は利用制限について定めたもので

表：ヘッセン州公文書館法（Landesarchivgesetz, LArchG）における診療録等の取り扱いに関する条項

条	項	見出し	内 容
第8条	第1項	利用制限	本人または第三者の保護に値する利益が侵害されるおそれがあるアーカイブズ資料の場合、公文書館は保護期間を問わず常にその利用を制限する必要がある
	第2項		個人情報を含むアーカイブ資料の利用の可否を決定し、その範囲を制限する権利は当該公文書館にある
第9条	第1項	保護期間	患者に関する医療記録は秘密情報というカテゴリー、原則として作成から60年ほど経過した時期から、その利用を許可することができる
	第2項		患者の個人情報を含む診療録は本人の没年から少なくとも10年を経過しなければ第三者による利用が許可されない。没年のみ不明の場合、保護期間は本人の生年から100年を経過するまでとされる。生没年のいずれも特定できない場合、保護期間は原則として作成から60年を経過するまでとされる
	第5項		利用希望者から請求書の提出があり次第、ケース・バイ・ケースで判断した上で、請求を受けた公文書館が保護期間を短縮できる。その要件は、特定の研究目的の達成に必要であり、①適切な対処により、本人または第三者の保護に値する利益が侵害されないことが十分に確保されたことが認められる場合、もしくは②研究の実施により得られる成果に伴う公共の利益が個人の保護に値する利益を大幅に上回る場合
	第6項		保護期間にかかわらず、個人情報を含むアーカイブ資料の利用は次の場合においても例外的に利用を許可することができる。その要件は、①本人から利用について同意を得た場合、②本人がすでに死亡している場合、その権利承継人(Rechtsnachfolger)が利用に同意した場合なお「権利承継人」とは、データ主体の「近親者（Angehörige）」と定義されており、本人の「配偶者」、「生活パートナー」（同性カプルの場合、登録を通して婚姻に類似する法的地位を有するもの）、その「子供」と「孫」、その「祖父母」と「父母」と「兄弟」である。ひ孫以下の直系卑属はデータ主体の情報の利用や公開を禁ずる、または制限する法的権利を有していない。しかし公文書館長は利用請求の可否を決する際に、本人ないし権利承継人の保護に値する利益をも考慮しなければならない義務を負う
	第7項		保護期間満了前の個人情報の公開は、①本人が死亡している場合、②その権利承継人が情報の公開に同意した場合、③その利用が許可された研究で得られる成果の叙述に不可欠である場合、に限り認められている

ある。同条第1項はデータ主体たる本人または第三者の保護に値する利益に関するもので、利益侵害のおそれがある場合、公文書館は保護期間を問わず常に診療録等の記録をその利用を制限する必要があるとする。その責務を果たす上では、調査・研究により得られる公共の利益か、患者自身やその家族等の第三者の保護に値する利益のどちらを重視すべきかという線引きが不可欠である。しかしケースにより事情が変わるため、利用請求ごとにそれぞれ判断することとなる。よって第8条第2項が「個人情報を含むアーカイブ資料の利用の可否を決定し、その範囲を制限する権利は当該公文書館にある」と定めるのは、公文書館（長）の権限を保障するだけでなく、その決定における責任の重さの表れでもある。

第9条は保存期間の規定である。医療記録は原則として作成から60年ほど経過した後、その利用を許可することができるとされ（第1項）、また患者の個人情報を含む診療録は本人の没年から少なくとも10年を経過しなければ第三者による利用が許可されない（第2項）が、この保護期間は短縮も可能である（第5項、第6項）。ただし第8条と同じく、公文書館（長）が患者自身やその家族等の第三者保護を十分に考慮しながら、調査・研究の成果による公共の利益をケース・バイ・ケースで判断する〔脚注11〕。

利用者の館内での具体的な閲覧・利用条件、または請求の手続き方法や請求書の必須記載事項や提出必要となる関連書類などの詳細について、公文書館は独自のアーカイブズ利用規程を定めることができる。請求者は公文書館が所蔵する記録のデータ主体やその近親者から同意を得た場合、それについての適切な証明書の提出が義務づけられている。また請求者は国立・州立大学、あるいは非営利的かつ公益性のある調査・研究を主目的とした研究所の在籍証明も必要である。目的外での情報の利用や公開は原則として禁止され、研究成果に使用された記録は許可された範囲内であり、研究目的に従って利用されたことを証明する保存用の見本書籍の提出も義務づけられている。

4. ヘッセン州福祉連合文書館 (Archiv des Landeswohlfahrtsverbandes Hessen) の医療アーカイブズとその規則

(1) ヘッセン州福祉連合文書館の概要〔脚注12〕

ヘッセン州福祉連合（以下LWVと略す）とは、ヘッセン州政府の任命で州内における医療福祉施

設の大半の総合管理を担当する公法上の法人（有限会社）である。LWVは医療福祉事業のほか、ヘッセン州公文書館から州内に残存する歴史的価値を有すると判断された医療記録の永久保存と公開を委託されている。その施設がヘッセン州福祉連合文書館（以下LWV-Archivと略す）〔脚注13〕である。

1533年、ヘッセン方伯フィリップ寛大公は領内の貧困病者ならびに心身障害者向けの救済策として、ドイツ最古の公立病院を創設した。LWV-Archivは1986年、創設450周年を記念して、州内の医療・福祉施設の歴史的遺産の保存を目的に連邦政府と州政府からの資金によって設立された。

LWV-Archivは本館〔脚注14〕と四つの分館から構成される。本館たる中央文書館は州都カッセル市にあり、分館はブライテナウ市の旧ブライテナウ強制収容所記念館、ハーダマル市の旧「安楽死」施設記念館、リートシュタット市のフィリップ記念病院社会精神医学センター附属精神科博物館、ハイナ町の精神科病院附属精神科博物館があり、それぞれの施設の歴史に関する医療アーカイブズを所蔵している。

LWV-Archivは、主にナチスによる「安楽死」政策の犠牲者となった患者関連記録のコレクションで知られているが、ナチ時代の医療記録以外にも16世紀前半から現在に至るまでの数多くの歴史資料を保有している。所蔵資料はLWV傘下の各医療機関や社会福祉施設（それらの前身も）の管理運営に関する記録のほか、入院・入所していた患者の診療録等が数多く含まれている。コレクションの焦点は主に19世紀と20世紀にあり、その全体量は書架延長にしておよそ6千メートルにも及び、さらに2万枚以上もの写真や約4千枚の地図や図面等の画像資料を有する。そのためLWV-Archivは、歴史的かつ学術的価値のきわめて高いアーカイブ施設として多くの研究者の間で名高い。

(2) 評価・選別について

2021年度に行われた評価・選別を経て、同館に移管された資料の総量は書架延長にして約68.5メートルであった。その大半は診療録等の医療記録であり、膨大な量の移管資料をどのような基準によって評価・選別を行っているか。診療録を例に以下で判断基準を述べたい。

LWV-Archivでは診療録のアーカイブ化に値する質の有無を判断する上で、あらかじめ固定的な評価基準を採用していない。しかし文書記録の類

型ごとに移管もしくは廃棄する方針（全二冊の選別便覧）は存在し、代表性と特別性の両立を重視したコレクションを作ることを心がけている。同館では原則として1945年以前の診療録を全冊保存するが、それ以降は保存コストとスペースの観点から代表性の考え方が必要となった。そこで入院患者記録は原則保存することとし、外来患者記録に関してはランダムに抽出したものを収集・保存するようになった。つまり代表性とは特定の疾患や患者を選ばないという抽出方法である。それはそもそも「一般的な」疾患を決定すること、また将来にわたって何が重要になるのかの予測も困難である。そのため「くじ引き」のプログラムを作成し、それを用いてサンプリング抽出を実施している。なお特別性に関しては別途基準を定めているが、本稿では紙幅の都合で割愛する。

（3）所蔵資料の利用について

LWV-Archivが所蔵する患者記録は入院受付時のみの情報しか記録されなかったものから、19世紀半ば以降の医療の近代化にともない記載内容が標準化定型化されていく。その中で患者登録票、問診票、医師や看護婦らによる診療経過に関する記録、検査結果など各種医療画像、他にも手紙や写真などの記録が見られる。こうした記録は医学史・医療史・精神医療史・社会史・文化史・ジェンダー史・経済史など各専門分野における研究資料として非常に高い価値を有するものとして注目を浴びている。

LWV-Archivは公益性の観点から医療記録を学術研究へ積極的に開き、その結果、多くの研究業績が登場している。これを可能とするのは先述の通り、資料移管にともない、患者の情報が医療従事者の守秘義務から外れる点にある。

研究利用への情報提供の一方で、当事者や第三者の利益保護はどのように行われるか。LWV-Archivでは所蔵資料の閲覧請求があった場合、館長がその可否や公開の度合を判断する。その根拠はヘッセン州公文書館法第8条第1項第2号「第三者の保護に値する利益が侵害されるおそれがある場合において、公文書館は当該所蔵資料の閲覧・利用を一部制限もしくは閲覧・利用請求を拒否するものとする」となる。同時に研究内容への介入を避ける配慮も可能なように、学術研究はかなり広く定義されている。これは制限が目的ではなく、あくまで当事者や第三者の権利保護が重要だという理解に基づく。

また館長の公開に関する判断については、その判断による権利侵害があった場合、データ主体ないしその関係者は館長を訴えることが可能とされ、権利侵害の救済の仕組みも存在する。

おわりに

本稿では、ドイツにおける医療アーカイブズ制度を概観し、LWV-Archiv（ヘッセン州福祉連合文書館）の事例を紹介した。ドイツの医療アーカイブズ制度に関して、法制度による確かな裏づけのもと資料の収集・保存・公開が進み、研究利用とその成果は着実に積み上がっている。本論中には言及できなかったが、ドイツがとくに「研究」利用を重視する背景にはナチ時代という負の歴史への〈想起の文化〉へのパラダイムシフトと〈記憶の場〉の形成がある。こうした背景を受けて、1980年代以降、研究者とアーキビストは対話を続けながら、独自の医療アーカイブズを形成し、それを開いてきた。その国や地域の歴史や文化的背景がそのアーカイブズを形づくるとは言え、ドイツの事例は日本の医療アーカイブズの構築とその利活用への道に大きな示唆を与えてくれるように思われる。

脚注

1. 研究課題「医療アーカイブズの構築と利用環境の整備に関する先導的研究—九州大学診療録を材料に」20K20502、挑戦的研究（開拓）、代表：折田悦郎九州大学名誉教授
2. 本稿では、①診療および臨床研究に関する諸記録（診療録、病棟日誌、患者名簿、入退院簿、検査簿、看護日誌、論文・著書など。また上記に関する電子データ）、②病院の管理および運営に関する諸記録（会議録、人事記録、財務関係の帳簿、建築や工事など施設関係、広報関係、年史など。また上記に関する電子データ）、③行政関係の諸記録（病院と行政とのやりとりに関する文書や通知文、命令書など）、④その他の記録等（医師その他職員が作成した個人的な文書、患者及び家族が作成した文書、歴史的な価値を有する物品など）を総称して医療アーカイブズとする。
3. 日本ではこれまで医療アーカイブズ制度に関する議論がなかったわけではないが、主に英語圏における制度をモデルとして参照し検討する傾向が強かった。一方で、ドイツの医療アーカイブズが各所に数多く存在していながらも、参照されるべき制度として顧みられたことはない。

- 言語の壁だけでなく、ウェブ上で閲覧・調査のできるコレクションが少なく、英語圏に比してそのプレゼンス度がはるかに低い。たとえばオンラインでもアクセス可能な所蔵資料の検索システムは多くの場合、州公文書館の総合目録検索システムを利用する必要がある、その検索の作業は比較的複雑で手間がかかる。また公文書館法上の制限から詳細目録は館内限定でしか検索できず、館外から閲覧できるデジタル・コレクションも存在しない。
4. これに準拠し、各州の医療職法および各州の州医師会の定める医師職業規則においても10年保存の規定がある。たとえば、『ヘッセン州医師職業規則 (Berufsordnung für die Ärztinnen und Ärzte in Hessen)』の第10条第3項を参照：https://www.bundesaeztekammer.de/fileadmin/user_upload/_old-files/downloads/MBO_08_20112.pdf
 5. たとえば、ヘッセン州医師会公開の『医療現場における診療録の保存期間 (Aufbewahrungsfristen in der Arztpraxis)』、2 ページ目の「III. Arzthaftungsrechtlicher Aspekt [医師の医療過誤責任の観点から]」：https://www.laekh.de/fileadmin/user_upload/Aerzte/Rundums_Recht/Publikationen_und_Merkblaetter/Aufbewahrungsfristen_Patientenunterlagen.pdf；2019年発行の『病院における文書記録の保存義務と保存期間に関する手引書 (改定版)』：<https://docplayer.org/220324996-Aktualisierter-dkg-leitfaden-aufbewahrungspflichten-und-fristen-von-dokumenten-im-krankenhaus-stand-02.html>
 6. 例外として、都市州であるブレーメンとハンブルクの市立病院は、各々の国立公文書館に申し出る義務を負っている。
 7. Kretzschmar, Robert (1999) "Die ‚neue archivistische Bewertungsdiskussion‘ und ihre Fußnoten. Zur Standortbestimmung einer fast zehnjährigen Kontroverse." In: *Archivalische Zeitschrift* [『文書館学雑誌』], 82, pp. 7-40.
 8. Schellenberg, Theodore Roosevelt (1956) *The Appraisal of Modern Public Records* (Bulletins of the National Archives No. 8). Washington: The National Archives.
 9. 『自然科学史・人文科学史研究報 (Berichte zur Wissenschaftsgeschichte: History of Science and Humanities)』(第21巻第1号, 49-59頁)に掲載。なお当時、ディングスはロバート・ボッシュ財団医学史研究所文書館副館長であり、ヴィッシュナートはチュービンゲン大学文書館館長であった。
 10. 全人口のおよそ10分の1に当たる、姓が「D」「O」「T」で始まる患者の診療録の全体的アーカイブ化を目指す集落抽出法 (クラスター・サンプリング) を指す。
 11. 診療録の研究利用をめぐっては、利用者とデータ主体ないしその関係者の間で、ドイツ憲法が保障する学問の自由と人格権の相反する対立状況が生じる。診療録の研究利用をめぐっては、2016年の法律鑑定書・意見書『1939年から1945年にかけてのナチ政権下の安楽死政策の犠牲となった人びとの実名公開』(Rechtsanwalt Dr. Ehrhart Körting, Namensnennung von Opfern der NS Euthanasie von 1939 bis 1945) と2016年のベルリンのテロのトポグラフィー館 (Topographie Des Terros) で開催された会議の報告書『想起と個人情報保護：展示会、記憶の書、データベース等におけるナチズムの犠牲者の実名公開について』(Herausgegeben von Nachama, Andreas/Neumaerker, Uwe, Gedenken und Datenschutz : Die öffentliche Nennung der Namen von NS-Opfern in Ausstellungen, Gedenkbüchern und Datenbanken, Topographie des Terrors. Notizen. 12, 2017) が判断基準とされる。
 12. 以下特に断りがなければ、LWV-Archivの紹介ページ (<https://www.lwv-hessen.de/geschichte-gegenwart/lwv-archiv/ueber-uns/>) とパンフレット (https://www.lwv-hessen.de/fileadmin/user_upload/daten/Dokumente/Faltblaetter_barrierefr/Archiv_des_LWV_Hessen_barr.pdf)、およびLWV-ArchivのDr. Dominik Motz館長インタビュー (2022年12月6日実施。於：LWV-Archiv)。
 13. ヘッセン州公文書館法第9条に基づき、公文書館に位置づけられているが、ドイツの各公文書館法が成立した1980年代に先立ち、LWVは1950年代から文書管理に関する独自のルールを定めていた。
 14. 本館は、高級職の公文書館官吏 (館長) 1名、中級・上職の公文書館官吏4名、契約職員12名が業務を担当している。本館は他の業務よりも所蔵資料の目録化を優先課題としているため、多数の契約職員を配置している。

(九州大学大学文書館准教授)

九州大学大学文書館委員会名簿

委員長	理事・副学長	谷口倫一郎	委員	数 理 院 准教授	佐藤 康彦
委員	文 書 館 教 授	藤岡健太郎	〃	芸 工 院 准教授	福島 綾子
〃	〃 准教授	赤司 友徳	〃	歯 院 教 授	前田 英史
〃	比 文 院 教 授	中野 等	〃	比 文 院 准教授	倉方 健作
〃	法 院 教 授	熊野 直樹	〃	応 力 研 准教授	山本 勝
〃	博 物 館 教 授	三島美佐子	〃	生物環境 教 授	吉田 敏
〃	韓 七 教 授	永島 広紀	〃	博 物 館 館 長	宮本 一夫
〃	人 文 院 講 師	国分 航士	〃	総 務 部 部 長	井上 賢一
〃	総務部総務課 課 長	遠藤 佑	〃	理学部等 事務部長	松尾 純
〃	法 院 准教授	中島 琢磨	〃	図 書 館 事務部長	細川 聖二

(2023年 1 月 1 日現在)

九州大学大学文書館名簿

館 長	理事・副学長	谷口倫一郎	協力研究員	元 西 日 本 新 聞 社	大西 直人
副 館 長	文 書 館 教 授	藤岡健太郎	〃	熊本学園大学商学部講師	市原 猛志
専任教員	〃 准教授	赤司 友徳	〃	清水建設株式会社技術研究所	松本 隆史
兼任教員	比 文 院 教 授	中野 等	総務課長（法人文書資料室長）		遠藤 佑
〃	法 院 教 授	熊野 直樹	事務職員		江藤まゆみ
〃	博 物 館 教 授	三島美佐子	事務補佐員		中村 江里
〃	韓 七 教 授	永島 広紀	〃		大谷 莊平
〃	人 文 院 講 師	国分 航士	〃		桃嶋 佑太
協力研究員	九州大学名誉教授	東定 宜昌	〃		加藤 絢子
〃	長崎大学名誉教授	柴多 一雄	〃		金丸 敏昭
〃	九州大学名誉教授	柴田 篤	〃		有田 陽子
〃	福岡市博物館総館長	有馬 學	〃		立石 聖一
〃	九州大学名誉教授	折田 悦郎	〃		奥平 恵
〃	九州大学名誉教授	後小路雅弘	テクニカルスタッフ	クウィーラ, ダーヴィト=ドミニク	

(2023年 1 月 1 日現在)

大学文書館日誌抄録（2021年12月～2022年12月）

12.20（月）	元九大生協職員一行、資料調査のため来館（2022年 1 月 7 日、11 日、17 日、24 日、31 日、2 月 7 日、14 日、21 日、28 日、3 月 7 日、14 日、28 日、4 月 4 日、11 日、18 日、25 日、5 月 9 日、16 日、23 日、30 日、6 月 6 日、13 日、20 日、27 日、7 月 4 日、11 日、25 日、8 月 1 日、8 日、17 日、22 日、29 日、9 月 5 日、12 日、20 日、26 日、10 月 3 日、11 日、17 日、24 日、31 日、11 月 7 日、14 日、21 日、28 日、12 月 5 日、	12 日、19 日、26 日）。
	12.22（水）	九州大学文学部名誉教授、資料調査のため来館（2022年 1 月 6 日、20 日、2 月 28 日、3 月 3 日、10 日、14 日、29 日、5 月 19 日、27 日、6 月 2 日、27 日、8 月 17 日、29 日、9 月 1 日、12 日、15 日、21 日、26 日、10 月 6 日、14 日、11 月 10 日、17 日、12 月 1 日、15 日、20 日）。
	12.24（金）	南山大学国際教養学部教授、資料調査のため来館。

- 1.11 (火) NPO法人大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブより資料調査のため来館。
風間清子氏より資料寄贈。
- 1.12 (水) 有限会社ゴッドキッズに資料提供。
- 1.17 (月) 西日本銀行に資料提供。
- 1.26 (水) 赤司友徳准教授、第44回九州大学附属図書館貴重文物講習会にて『武谷椋亭の足跡-武谷文庫からみる幕末福岡藩の医事』について講演。
- 1.31 (月) 大庭魁斗事務補佐員退任。
- 2.4 (金) 大学文書館委員会開催（書面回議）。九州大学病院顎口腔外科に資料提供（4月15日も同様）。
- 3.1 (火) 奥平恵事務補佐員就任。
- 3.10 (木) 九州大学人文科学研究院に資料提供。
- 3.14 (月) 箱崎記録保存会一行、大学文書館視察のため来館。
- 3.22 (火) 九州大学総合研究博物館に資料提供。
- 3.31 (木) 久保智之教授、大学文書館館長退任。川畑由美事務補佐員退任。『九州大学大学史料叢書』第28輯刊行。『九州大学大学文書館ニュース』第45号刊行。
- 4.1 (金) 岩田健治副学長・教授、大学文書館館長就任。
加藤絢子事務補佐員就任。
NPO法人大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブに資料提供。
中国科学技術大学に資料提供。
- 4.6 (水) 藤岡健太郎教授、九州大学新規採用職員研修にて講義。
- 4.13 (水) 経済産業省九州経済産業局一行、大学文書館視察のため来館。
「大学とは何かⅠ」（基幹教育総合科目）開講（藤岡教授・赤司准教授）。
- 4.18 (月) 九州大学学務部入試課に資料提供。
- 4.21 (木) 医学歴史館にて特別展示 武谷椋亭生誕200年記念、九州大学・大阪大学巡回展「緒方洪庵と武谷椋亭」開催（主催：九州大学医学歴史館、九州大学総合研究博物館、九州大学附属図書館、九州大学大学文書館、大阪大学適塾記念センター、適塾記念会、大阪大学総合学術博物館）。
- 4.23 (土) 藤岡教授、九州大学親和会講演会にて『常設展 九州大学の歴史』について講演。
- 4.28 (木) 九州大学マンドリンクラブに資料提供。
- 5.9 (月) 九州大学総務部に資料提供。
九州大学演習林事務室より資料寄贈。
- 5.11 (水) 「常設展 九州大学の歴史」内覧会を実施。
- 5.13 (金) NHK福岡放送局に資料提供。
TNCテレビ西日本に資料提供。
- 5.22 (日) 赤司准教授、医学部同窓会にて講演。
- 5.27 (金) FBS福岡放送に資料提供。
- 6.1 (水) 大学文書館委員会開催（書面回議）。
- 6.2 (木) 吉増氏より資料寄贈。
舞鶴市立赤れんが博物館に資料寄贈（6月17日も同様）。
- 6.15 (水) 「常設展 九州大学の歴史」一般公開開始。
「大学とは何かⅡ」（基幹教育総合科目）開講（藤岡教授・赤司准教授）。
- 6.27 (月) 西日本新聞記者、取材のため来館。
- 7.6 (水) 総務部同窓生・基金課より資料移管。
- 7.8 (金) 東京大学大学院人文社会系研究科研究員に資料提供。
- 7.20 (水) 有限会社海鳥社に資料提供。
総合研究大学院大学客員研究員に資料提供（7月25日、29日も同様）。
- 7.22 (金) 学務部学生支援課より資料調査のため来館。
- 8.3 (水) 樋口征次氏より資料寄贈。
- 8.4 (木) 飯塚市教育委員会より資料調査のため来館（12月15日、16日、22日も同様）。
- 8.5 (金) 卒業生、資料調査のため来館。
- 8.10 (水) 学務部学生支援課より資料寄贈。
- 8.11 (木) 赤司准教授、別府病院創立90周年特別講演会にて「九州帝国大学温泉治療学研究所の創設と地域社会」講演。
- 8.17 (水) 名古屋大学名誉教授資料調査のため来館（9月20日、21日も同様）。
- 8.19 (金) 株式会社パン・パブリシティに資料提供。
- 8.22 (月) 農学部等事務部より事務文書移管。
- 8.25 (木) 医学図書館より事務文書移管。
- 8.26 (金) 明治大学より大学文書館視察のため来館。
- 8.30 (火) 演習林事務室より事務文書移管。

8.31 (水)	江頭実生事務補佐員退任。		学官連携推進課、基幹教育・共創学部課より事務文書移管。
9.7 (水)	企画部社会共創課、企画部企画課、財務部決算課、財務部経理課、財務部資産活用課、人事部人事企画課、監査室1箱、総務部総務課、学務部キャリア・奨学支援課、学務部学務企画課より事務文書移管。	10.7 (金)	「文書記録サービス論」(ライブラリーサイエンス専攻)開講(藤岡教授)。「九州大学の歴史Ⅰ」(基幹教育総合科目)開講(赤司准教授)。
9.8 (木)	大屋峻氏より資料寄贈。	10.11 (火)	総務部環境安全管理課より事務文書移管。
9.9 (金)	九州大学マンドリンクラブに資料提供。	10.13 (木)	人文社会科学系事務部に資料提供。
9.15 (木)	藤岡教授、九州地区国立大学法人等係長研修にて講義。	10.20 (木)	附属図書館より資料寄贈。
9.21 (水)	国際部国際企画課、国際部留学課より事務文書移管。	10.26 (水)	工学部等事務部、農学部等事務部より事務文書移管。
9.28 (水)	学務部学生支援課、学務部入試課、財務部財務企画課、法務コンプライアンス課より事務文書移管。	10.27 (木)	理学部等事部、研究・産学官連携推進部より事務文書移管。
9.30 (金)	岩田健治副学長・教授、大学文書館館長退任。 江頭和彦名誉教授より資料寄贈。	11.8 (火)	筑紫地区事務部より事務文書移管。
10.1 (土)	谷口倫一郎理事・副学長、大学文書館館長就任。	11.10 (木)	林崎价男氏のご遺族より資料寄贈。
10.3 (月)	北海道大学大学文書館より資料調査のため来館(7日まで)。 九州大学総合研究博物館に資料提供。	11.16 (水)	芸術工学部事務部より事務文書移管。
10.4 (火)	「文書記録活動論」(ライブラリーサイエンス専攻)開講(赤司准教授)。	11.17 (木)	九州大学病院循環器内科に資料提供。 徳廣義男氏より資料寄贈。
10.5 (水)	人文社会科学系事務部、I2CNER・Q-PIT共通事務支援室、情報システム部情報企画課、情報システム部情報基盤課より事務文書移管。	11.22 (火)	医系事務部、病院地区事務部より資料移管。
10.6 (木)	農学部等事務部、附属図書館図書館企画課、研究・産学官連携推進部産	11.28 (月)	埋蔵文化財調査室より資料寄贈。 別府病院事務部より事務文書移管。
		11.29 (火)	人事部人事給与課より資料調査のため来館。
		12.9 (金)	基幹教育院教員一行、文書館視察のため来館。 「九州大学の歴史Ⅱ」(基幹教育総合科目)開講(藤岡教授)。
		12.13 (火)	工学部材料工学部門より資料寄贈。
		12.26 (月)	九州大学総合研究博物館より資料寄贈。

九州大学大学文書館ニュース 第46号

発行日 2023年3月31日

編集 九州大学大学文書館

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

Tel:092-642-2292

Kyushu University Archives

印刷 株式会社ミドリ印刷